

議 第 187 号

平成27年 9 月 7 日提出

熊本市手数料条例の一部改正について

熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和25年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中第48号を第49号とし、第47号を第48号とし、第46号の次に次の1号を加える。

(47) 熊本市おでかけＩＣカードの交付 1件につき 500円（盗難、紛失又は破損による再交付の場合にあつては、1,020円）

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める特別の理由がある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。

（提出理由）

熊本市おでかけＩＣカードの交付に伴う手数料を新設する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。